

平成26年12月5日

経済産業大臣 宮沢 洋一 様

秋田県知事 佐竹 敏久

(仮称) 八峰風力発電所に係る環境影響評価準備書について

電気事業法第46条の13に規定する環境影響評価法第20条第1項の規定に基づく環境の保全の見地からの意見は、次のとおりです。

1 総括的事項

- (1) 設置する風力発電機の規模及び基数が確定していないことから、確定後、必要に応じて環境影響についての予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映すること。
- (2) 事業の実施に当たっては、環境保全措置の確実な履行を確保するため、責任の所在を明確にするとともに、工事施工業者等への指導に努めること。
また、最新の知見や技術等を可能な範囲で導入することにより、一層の環境影響の低減に努めること。
- (3) 現段階で予測し得ない環境保全上の問題が工事中及び供用後に生じた場合は、速やかに調査を行い、関係機関と協議の上、適切な措置を講じること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

- ア 準備書に記載されている風力発電機から発生する騒音のパワーレベル及び周波数特性と設置する風力発電機との整合性を確認し、必要に応じて予測及び評価を再度行い、その結果を評価書に反映すること。
- イ 施設の稼働に伴う騒音の予測結果において、事業者が設定した基準を超過する地点があることから、施設の稼働に伴い周辺住民から苦情が発生した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講じること。
- ウ 事後調査を稼働後1年間に1回実施することとしているが、気象条件による影響等を把握できるように調査の回数や地点を適切に設定するとともに、事後調査の結果等を踏まえ、調査の継続の要否を検討すること。

(2) 動物

ガン・カモ・ハクチョウ類の北帰行の時期における渡りの調査が十分ではないことから、専門家等の意見を聞いた上で、適切な時期に追加調査を行い、予測及び評価を行うこと。

また、評価の結果を評価書に反映するとともに、必要に応じて適切な措置を講じること。